



平成 22 年 5 月 20 日

各 位

会社名 澁澤倉庫株式会社
代表者名 取締役社長 笠原伸次
(コード番号 9304 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長
梶原 隆
(電話 03-5646-7221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 163 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的の一部を追加するとともに所要の変更を行うものであります(変更案第 2 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) } <条文省略>	(1) } <現行どおり>
(18) } <新 設>	(18) } <現行どおり>
(19) <条文省略>	<u>(19) 労働者派遣業</u> (20) <現行どおり>

II. 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるためには、新株予約権無償割当てを用いた当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)が必要不可欠であると考えております。

当社の現行定款第 11 条においては、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 160 期定時株主総会における決議に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に関する規定が設けられておりますが、その後の実務の動向や規定の明確化の観点から、以下の定款変更を行うものであります。

買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者は当該新株予約権を行使できない旨の行使条件や、当該一定の者とそれ以外の者とで別異の取扱いをする旨の取得条項を定めることがあること等から、その旨を明確にするものであります（変更案第 11 条第 2 項）

買収防衛策の定義を明確にするものであります（変更案第 11 条第 3 項）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第 11 条（新株予約権無償割当ての決定機関）</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第 11 条（新株予約権無償割当て等に関する事項）</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使できないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること</u></p> <p>3. <u>前項における買収防衛策とは、当社が資金調達などの主要な事業目的を主要な目的とせず新株予約権または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p>

III. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 22 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 29 日

以 上